

一 鑄物工、鍛冶工、製鐵工、仕上工、木工 一割五分減
(後来最元收入多キ者)

二 製材工、木挽工、塗工 一割減 (前項ニ次キ收入多キモノ)

三 機關工、電工、検査工、ハ従前通り

値下ハ昭和五年一月二十三日ヨリ實施

六 勞働者側ノ態度

(一) 日本勞技會ノ動靜

全會ハ十二日午後六時ヨリ陽田町所在組合本部勞
技會館ニ役員服部林之助外八十名會合對策ヲ協議
シタル上別記十六名ノ交渉委員ヲ舉ゲテ會社トノ
交渉ニ當ラシムルコト、之尙目下内部統制不充分
ナルヲ以テ此際内部ノ結束ヲ計ルコトニ決セリ

(内紛問題ニ就テハ三月十六日勞秩第五六七號既
報)

(二) 勞働者ハ平常通り平穩ニ作業ニ從事シ居レリ
方及申(通)報候也